

公立大学法人山梨県立大学教職員表彰規程

(平成22年4月1日制定 法人4108号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則第43条第2項の規定に基づき教職員の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する者であって広く賞揚するに値すると認められたときは、この規程の定めるところにより表彰する。

(1) 職務上特に顕著な功績があった者

(2) 法人の名誉を高める行為を行った者

(3) その他特に他の教職員の模範として推奨すべき功績があった者

(表彰)

第3条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、金品を併せ授与することがある。

(追彰)

第4条 この規程により表彰される教職員が表彰前に死亡したときは、死亡後であっても表彰する。

2 前項の場合には、表彰状は、当該教職員の遺族に授与する。

(表彰の推薦)

第5条 部局等の長は、第2条各号のいずれかに該当する教職員があるときは、理事長に推薦することができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、教職員の表彰に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。